

神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助制度のご案内

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた中小法人等が営む市内店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する賃貸人に対して補助金を交付します。

2 補助要件について

(1)申請者(交付対象者)の要件

店舗の賃貸人であり、以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

※店舗の賃貸人とは、店舗が入居している建物のオーナーの方、また、オーナーから建物を借り上げたうえで、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結している賃貸人の方も含まれます。

①新型コロナウイルス感染症の流行により、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に係る、家賃を減額している賃貸人であること。

※対象となる家賃には共益費を含みますが、税は除きます。

②令和2年4月分及び5月分の本来家賃相当額の2分の1以上を減額していること。

※4月分及び5月分の家賃の支払がすでに済んでいる場合であっても、賃貸人と店舗との双方合意のうえで減額相当分を事後に還付することや、6月・7月分の家賃で調整するなどにより、4月分及び5月分の家賃減額とみなします。

※4月分及び5月分の各家賃で2分の1以上の減額でなくても、2ヶ月分の本来家賃相当額の2分の1以上の減額であれば対象となります。

③その他、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者。

ウ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納、未申告がある者。

(2)対象店舗の要件

対象となる店舗は、来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設で、以下の要件をすべて満たすことが必要です。オフィスや倉庫、作業所など、通常の業務において、一般消費者が経常的に来店しない施設は対象外です。

①中小法人等が経営していること。なお、みなし大企業は除く。

②兵庫県の休業要請等の対象施設となっている店舗にあつては、求められている休業要請等に従っていること。

③以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納、未申告がある者。

(3) 賃貸人(申請者)と賃借人(店舗)との関係に関する要件

以下の場合、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

①店舗を経営している個人又は法人の代表者が、申請者である個人又は法人の代表者と同一である場合。

②店舗を経営している個人又は法人が、申請者である個人又は法人と、会社法第2条に定める親会社とその子会社である場合、又は生計を一にする親族である場合。

3 補助金額

令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8を補助します。

※ただし、1オーナーあたり200万円を上限とします。オーナーから建物を借り上げたうえで転貸している申請者の方は、オーナーごとに申請書が必要となります。申請の際は必ずオーナーの同意のうえ申請してください。

4 申請受付期間

令和2年5月19日（火）～6月30日（火）※電子申請は5月29日（金）～

5 申請方法

インターネットによる電子申請を原則とし、郵送による申請も受け付ける。

6. 問い合わせ先

専用のコールセンターを令和2年5月19日（火）から開設

コールセンター電話番号 078-891-5212

受付時間 平日9:00～17:00